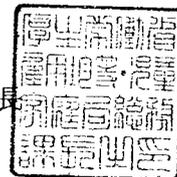


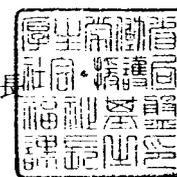
雇児総発第 0920001 号  
社援基発第 0920001 号  
障企発第 0920001 号  
老計発第 0920001 号  
平成 19 年 9 月 20 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



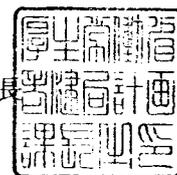
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる  
感染性胃腸炎の発生・まん延対策について

社会福祉施設、介護保険施設等（以下、「社会福祉施設等」という。）における感染症の発生及びまん延の防止については、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等により施設内の衛生管理や感染症等発生時における報告等の対応をお願いしているところです。

過去 4 年間のノロウイルスによる感染性胃腸炎の報告は、第 40 週（10 月初旬）頃より増加する傾向にあり、本年は、第 36 週（9 月 3 日から 9 月 9 日）までに特別養護老人ホーム等において集団感染および死亡事例が発生しております。これから冬季をむかえ、空気の乾燥等により、感染が拡がりやすい状況になることも予想されます。このため、社会福祉施設等においては、感染を防止するた

めの取り組み、おむつ交換や排泄介助時をはじめとする日頃からの手洗い、うがいの励行や衛生管理の徹底を指導するとともに、施設入所者および職員に、ノロウイルスによる感染が疑われる症状が表れた場合には、吐ぶつによる誤嚥や窒息の予防、吐ぶつやふん便の処理および施設内の消毒を徹底し、速やかに医療機関を受診すべき旨の注意喚起をして頂くようお願いいたします。

貴職におかれましては、保健衛生部局と連携しながら、管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、ノロウイルスに関する基礎知識や感染予防等については、「ノロウイルスに関する Q&A」<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf> に掲載されておりますことを申し添えます。